1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3－1	第3 財務内容の改善に関する事項 1　研究開発業務		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等（前中期目標期間最終年度値等）	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
予算配分方針と実績								
セグメント情報の開示状況								
外部研究資金の実績（件数、金額） 総計		件数（金額（百万円）） 250（1,903）	237（1,628）	182（1,742）				
内訳　政府受託		30（486）	24（413）	21（439）				
その他の受託研究		53（478）	55（663）	17（780）				
助成研究		12（7）	16（16）	13（22）				
科学研究費助成事業		146（326）	134（350）	127（331）				
研究開発補助金		9（607）	8（186）	4（171）				
政府受託（件数、金額） 総計		件数（金額（百万円）） 30（486）	24（413）	21（439）				
内訳　林野庁		6（87）	4（57）	4（83）				
農林水産技術会議		17（240）	15（211）	14（310）				
環境省		7（159）	5（145）	3（46）				
食料産業局		0（0）	0（0）	0（0）				
競争的資金等への応募件数と新規採択件数（項目については適宜加除）		応募数（採択（契約）数） 192（54）	175（42）	157（47）				
内訳　科学研究費助成事業		173（46）	161（35）	141（44）				
研究活動スタート支援		9（0）	5（2）	4（2）				
科学技術振興機構（JST）		1（0）	1（0）	0（0）				
環境研究総合推進費		2（4）	3（1）	6（0）				
地球環境保全等試験研究費		1（0）	1（0）	0（0）				
農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（*1）		6（4）	4（4）	3（1）				
特許料、入場料等の自己収入実績 総計		金額（百万円） 40	47	50				
内訳　依頼出張経費		18	20	21				
入場料		11	11	15				
鑑定・試験業務		5	8	5				
林木育種		4	5	7				
財産賃貸収入		2	1	1				
特許料		1	2	1				
施設利用料の収入実績（百万円）								
積立金処分額 （研究・育種勘定）（千円）			57,863	242,347				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成

	基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。 一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。 このほか、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。
中長期計画	○予算の収支計画及び資金計画 運営費交付金に係る予算の計画及び実行に当たっては、業務の効率化による効果に加え、「第 3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営に努める。 (1)収益化単位の業務ごとの予算と実績管理 運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築し実施する。 (2)セグメントの開示 一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。 (3)自己収入の拡大に向けた取組 受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。本中長期目標の方向に即して、外部研究資金の獲得等を積極的に適切な対応に努める。 ○短期借入金の限度額 13 億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入の遅延等に対応するため ○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 平成 27 年度末までに用途を廃止し、不要となっている財産である北海道支所外来研究員宿泊所跡地（札幌市）、東北支所好摩実験林（盛岡市）、関西支所宇治見・島津実験林（京都市）、四国支所松原山苗畑（高知市）、九州支所もみじ山（熊本市）については、平成 28 年度以降に現物納付する。 ○剰余金の使途 剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。 ○積立金の処分 前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。
年度計画	○予算の収支計画及び資金計画 中長期計画に基づき、業務の効率化を進め、確実な経費の削減を図るなど、適切な運営に努める (1)収益化単位の業務ごとの予算と実績管理 運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築し実施する。 (2)セグメントの開示 一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。 (3)自己収入の拡大に向けた取組 受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。本中長期目標の方向に即して、外部研究資金獲得等について積極的に適切な対応に努める。 ○短期借入金の限度額 13 億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入の遅延等に対応するため ○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 東北支所好摩実験林（盛岡市）については、隣接所有者との調整等、所要の措置を講じた上で、現物納付の事務手続きを進める。 ○剰余金の使途 剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。 ○積立金の処分 前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。
主な評価指標	＜評価の視点＞ ・業務達成基準の導入、セグメント管理の強化に対応した会計処理方法が適切に定められているか。それに従って運営されているか。

・受託研究等の外部研究資金の確保等による自己収入の増加に向けた取組が行われているか。
（評価指標）
・予算配分方針と実績
・セグメント情報の開示状況
・外部研究資金の実績
・特許料、入場料等の自己収入実績
・施設利用料の収入実績

法人の業務実績等・自己評価

業務実績

＜主要な業務実績＞
○予算の収支計画及び資金計画
(1)収益化単位の業務ごとの予算と実績管理
中長期目標で定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業等のまとまりとしたセグメント区分とし、セグメント区分に応じた予算管理及び予算執行を行った。実績管理については、セグメント区分に応じた予算管理に基づき会計システムを活用した執行実績の整理を行い、執行実績額を確定した。
(2)セグメントの開示
中長期目標で定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、適切にセグメントを設定し、平成 29 年度財務諸表にセグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などを開示した。
(3)自己収入の拡大に向けた取組
受託研究等の外部研究資金の獲得を促進するため、公募情報の所内周知を速やかに行い、研究者が入念に申請準備を進められるようにした。また、プロジェクト企画・立案のスキル向上を目的とする研修を実施した。平成 29 年度は、主要な外部研究資金の公募時期にあわせ研修の実施時期を早め、受講生の選定や演習用の応募テーマの設定に研究現場の意見を募るとともに、口頭によるプレゼンテーションの留意点に関する講演、受講生がとりまとめた応募内容の講評、さらには研修の進行をそれぞれ外部の専門家やファシリテーターに依頼する等の工夫を加え、より実践的で効果的な研修に努めた。この他、農林水産省の「「知」の集積と活用の場」産学官連携推進協議会について、既に研究開発プラットフォームを設立し、プロジェクトを進めている分野の先行事例等の情報を他分野の研究者にも周知し、応募への動機付けを行った。その結果、平成 29 年度は新たに 4 つの研究開発プラットフォームを設立し、各プラットフォームを経由したプロジェクトの応募を4件行った。また、研究開発プラットフォームを経由しないプロジェクト応募も 1 件行った。
その他、依頼試験、分析や鑑定書の発行、受託出張について規程に基づく適切な見積、経費請求を行うことにより、受益者負担の適正化に努めた。さらに、特許実施料の拡大のため、アグリビジネス創出フェア 2017 、バイオマスエキスポ 2017 等の展示会に出展し、取得特許の企業への技術移転に取り組むとともに、新たに 1 件の実施許諾契約を締結した。平成 29 年度は新たに 1 件の実施許諾契約を締結した。
○短期借入金の限度額
実績無し
○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画
東北支所好摩実験林について、現物納付を行った。
○剰余金の使途
該当無し
○積立金の処分
前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産（研究用機器等）の減価償却に要する費用等に 65,287 千円を充当し、収支の均衡を図った。

自己評価

評定	A	

＜評定と根拠＞
中長期目標に定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業のまとまりとしてセグメントに区分し、その区分に応じて予算・執行実績を管理するとともに、財務諸表に掲載・開示するなど、収益化単位の業務ごとの予算と実績管理及びセグメントの開示を行った。外部研究資金については、研究活動スタート支援で 2 件、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業で 1 件の採択があり、科研費については全国平均の 25 %を上回る約 27 %の採択率となる等、自己収入の拡大に向けて着実に取り組んだ。件数については平成 28 年度に終了した受託課題が多かったこともあり減少しているが、研究勢力の選択と集中を行ったことによって高額の研究プロジェクトの獲得に成功し、外部資金の獲得総額は平成 28 年度を上回る結果となった。
以上のように、年度計画を着実に遂行するとともに、科研費の採択率は全国平均を上回り、外部資金の獲得総額も平成 28 年度を上回る結果となったことから、「 A 」評定とした。

主務大臣による評価

評定	A	

＜評定に至った理由＞
セグメント区分に応じた予算管理を行うとともに、自己収入の拡大に向けて、研究者への外部研究資金に関する積極的な情報提供や実践的な研修を通じて、各種研究費の採択に結びつけるなど、自己収入の確保を行った。

	さらに、平成 29 年度は、新たに4つの研究開発プラットフォームを設置してプロジェクトへの応募を行ったこと、科研費の採択率が全国平均を上回ったこと、外部資金の獲得総額も平成 28 年度を上回る結果となったことを評価し、「Ａ」と評定する。

4. その他参考情報

（単位：百万円、％）

	平成 28 年度末（初年度）	平成 29 年度末	平成 30 年度末	平成 31 年度末	平成 32 年度末（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	192	127			
目的積立金	0	0			
積立金	57	242			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0			
運営費交付金債務	210	393			
当期の運営費交付金交付額(a)	10,185	10,155			
うち年度末残高(b)	210	393			
当期運営費交付金残存率(b ÷ a)	2.06%	3.87%			

（注 1）　平成 30 年 3 月 30 日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。
（注 2）　最終年度における「前期中(長)期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中（長）期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。
（注 3）　「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載（最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中（長）期目標期間に繰り越される。）。
（注 4）　「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3－2	第3　財務内容の改善に関する事項 2　水源林造成業務等		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省 30 －⑰ 行政事業レビューシート事業番号: 0215 、0222

2. 主要な経年データ

指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
長期借入金償還額	着実な償還	25,424 百万円	21,084 百万円	19,764 百万円				
債券償還額	着実な償還	7,059 百万円	6,300 百万円	5,300 百万円				
一般管理費	対前年度比 3%の抑制	187,116 千円	177,568 千円	170,796 千円				
短期借入金の年度計画限度額及び実績額	限度額の範囲内で借入		76 億円 42.1 億円	41 億円 29 億円				上段は年度計画限度額、下段は実績額
国庫納付不要財産	職員宿舎第 3 号 （杉並区清水） （現物納付）		現物納付					
	いずみ倉庫 （福島市） （現物納付検討）		関係機関と事前協議を行い、更地化し納付することとし、スケジュールは今後調整	関係機関と協議を行い、スケジュールを作成し所要の調査を実施				
立木の販売面積	立木の販売計画対象面積上限 82,000ha （16,400ha／年）	2,381ha	1,942ha	3,246ha				
積立金処分額 (水源林勘定)			－	500,000 千円				
積立金処分額 (特定地域整備等勘定)			186,539 千円	185,632 千円				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	水源林造成業務 (1)長期借入金等の着実な償還 適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間(平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日)中に長期借入金及び債券について 675 億円を確実に償還する。また、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第 4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。 特定中山間保全整備事業等 (1)長期借入金等の着実な償還 適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間(平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日)中に長期借入金及び債券について 452 億円を確実に償還する。 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第 4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。
中長期計画	○予算、収支計画及び資金計画 水源林造成業務 (1)長期借入金等の着実な償還 当期中長期計画期間中に長期借入金及び債券について 675 億円を確実に償還する。 また、毎年度、最新の木材価格や金利情勢などの経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基

	づく償還計画額とともに公表し、これらと当年度の実績額について検証を行い、その結果を公表する。 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第 3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。 特定中山間保全整備事業等 (1)長期借入金等の着実な償還 当期中長期計画期間中に長期借入金及び債券について 452 億円を確実に償還する。 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第 3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。 ○短期借入金の限度額 特定中山間保全整備事業等 76 億円 （想定される理由） 一時的な資金不足 ○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 特定地域整備等勘定 平成 28 年度に用途を廃止する予定の職員宿舎第 3 号（杉並区清水）については、平成 28 年度以降に現物納付する。また、平成 29 年度以降に用途を廃止する予定のいずみ倉庫（福島市）については、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の影響等があることから、その処理状況を勘案しつつ、平成 29 年度以降の現物納付に向け、関係機関等と調整を行う。 ○不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。 （計画対象面積の上限） 82,000ha ○剰余金の使途 水源林勘定 剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。 特定地域整備等勘定 剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充てる。 ○積立金の処分 水源林勘定 前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充てる。 特定地域整備等勘定 前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充てる。
年度計画	○予算、収支計画及び資金計画 水源林造成業務 (1)長期借入金等の着実な償還 長期借入金及び債券については、14,528 百万円を確実に償還する。 また、最新の木材価格や金利情勢などの経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額とともに公表し、これらと実績額について検証を行い、その結果を公表する。 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を踏まえた予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。 特定中山間保全整備事業等 (1)長期借入金等の着実な償還 長期借入金及び債券については、10,637 百万円を確実に償還する。 （内訳） 特定中山間保全整備事業等 7,578 百万円 緑資源幹線林道事業 3,059 百万円 (2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を踏まえた予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。 ○短期借入金の限度額 特定中山間保全整備事業等 41 億円 （想定される理由） ・借入金等の償還とその財源となる負担金等の徴収の制度差に起因する一時的な資金不足 ・その他一時的な資金不足 ○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 特定地域整備等勘定

書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、敷地内の地下に埋設してある除染後の汚染土壌の処理状況を勘案しつつ、国への返納措置を検討する。

○不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

（計画対象面積の上限） 16,400ha

○剰余金の使途

水源林勘定

剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

特定地域整備等勘定

剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充てる。

○積立金の処分

水源林勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

特定地域整備等勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充てる。

主な評価指標

＜評価の視点＞

1　水源林造成業務

(1)長期借入金等の着実な償還

・当期中長期目標期間中に長期借入金及び債券について確実に償還しているか。

・事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表しているか。

(2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算作成し、効率的な運営を行ったか。

2　特定中山間保全整備事業等

(1)長期借入金等の着実な償還

・当期中長期目標期間中に長期借入金及び債券について確実に償還しているか。

(2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。

(評価指標)

1　水源林造成業務

(1)長期借入金等の着実な償還

・当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金及び債券の償還額

・債務返済の見通しに関する試算及びその結果の公表に向けた検討及び実績

(2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。

2　特定中山間保全整備事業等

(1)長期借入金等の着実な償還

・当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金及び債券の償還額。

(2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算の作成がなされ、効率的な運営を行うための取組を行っているか。

法人の業務実績等・自己評価

業務実績

＜主要な業務実績＞

○　予算、収支計画及び資金計画

(1)長期借入金等の着実な償還

長期借入金等の償還原資である負担金等を確実に徴収するため、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、計画の負担金等を全額徴収したことにより、長期借入金及び債券を着実に償還した。

また、水源林造成業務については、最新の木材価格のデータに基づき債務返済に関する試算等を行い、「水源林造成業務リスク管理委員会」において長期借入金等の償還見通しについて確実に償還されることが確認された。なお、試算結果等については、10 月 30 日にホームページ上に公表した。

【平成 29 年度長期借入金・債券償還実績】　(単位：百万円)

業　務	長期借入金償還元金	債券償還元金	計
水源林造成業務	11,428	3,100	14,528
その他完了した業務	8,337	2,200	10,537
特定中山間保全整備事業等	5,291	2,200	7,491
緑資源幹線林道事業	3,046	－	3,046
計	19,764	5,300	25,064

※ 百万円未満を四捨五入しているため、計とは端数において一致しないものがある。

※ その他完了した業務の年度計画額 10,637 百万円と平成 29 年度長期借入金・債券償還実績 10,537 百万円の相違（△ 100 百万円）については、負担金等の繰上納付があり、当該相当額の借入金を減じたこと（△ 16 百万円）、また、借入金の借入時期の変更（9 月→ 3 月）に伴い、下半期の支払い（△ 84 百万円）が不要になったことによる。

(2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営
水源林勘定と特定地域整備等勘定における一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、耐用年数の経過した保存品等の継続使用に加え共同調達や一括調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進などを図った結果、平成 28 年度から平成 29 年度までの削減額が累計 16,320 千円（ 8.7 %）となり、中長期計画に掲げた削減目標に向けて抑制を図っている。

○短期借入金の限度額
特定地域整備等勘定（特定地域等整備経理）において、長期借入金等の償還とその財源となる負担金等の徴収の制度差により、期中において一時的に資金不足が生じる見込となったことから、資金繰り資金として特定地域等整備経理で 29 億円の短期借入を行った。
なお、この短期借入金は、年度計画限度額（ 41 億円）の範囲内であり、また、資金の調達にあたっては、競争（引き合い）により、より低利な資金調達に努め、全て年度内に確実に償還を行った。

○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画
不要財産として処分することとしているいずみ倉庫（福島市）については、アスベスト、ダイオキシンの調査を外部委託により実施するとともに、敷地内の地下に埋設してある除染後の汚染土壌の搬出（施行主体:福島市）が完了し現地確認をした。こうした点を踏まえ国庫納付に向けた関係機関との協議等を実施した。

○不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画
不要財産以外の重要な財産の譲渡に関して、 年度計画の限度の範囲内で適正な処理を行った。

○剰余金の使途
該当なし

○積立金の処分
水源林勘定の前中長期目標期間繰越積立金 1,896,988 千円のうち、500,000 千円を借入金利息及び債券利息に充てた。
特定地域整備等勘定の前中長期目標期間繰越積立金 2,224,289 千円のうち、185,632 千円を負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充てた。

自己評価

評定：B

＜評定と根拠＞

○予算、収支計画及び資金計画
(1)長期借入金等の着実な償還
長期借入金等の償還原資である負担金等を計画どおり確実に徴収し、長期借入金及び債券を着実に償還することができた。
また、前提条件を直近のデータに置き換えて予定長期収支の試算を行い、確実に償還がなされることを確認し、試算結果等について公表することができた。
(2)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営
一般管理費について、事務経費の削減などにより目標を上回る削減率を達成することができた。

○短期借入金の限度額
年度計画限度額（ 41 億円）の範囲内で、特定地域整備等勘定（特定地域等整備経理）において、資金繰り資金として 29 億円の短期借入を行い、競争（引き合い）により、より低利な資金調達に努め、全て年度内に確実に償還することができた。

○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画
不要財産として処分することとしているいずみ倉庫（福島市）について、所要の調査を外部委託により実施し、国庫納付に向けた関係機関との協議等を実施することができた。

○不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画
不要財産以外の重要な財産の譲渡については、水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売面積、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売面積は、年度計画に基づき適正な処理を行った。

○剰余金の使途
本年度は剰余金を使っていないことから評価すべき点はなかった。

○積立金の処分
水源林勘定の前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当し、適正な処分を行った。
特定地域整備等勘定の前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充当し、適正な処分を行った。

以上のことから、「 B 」評定とした。

主務大臣による評価

評定：B

＜評定に至った理由＞

○予算、収支計画及び資金計画
・長期借入金等の着実な償還
受益者負担金等の計画的な徴収により長期借入金及び債券を確実に償還した。水源林造成業務については、外部専門家の意見を踏まえつつ長期収支の見通しの試算により長期借入金等の償還確実性を確認し、その結果を公表した。
・業務の効率化を反映した予算の作成及び運営
水源林造成業務等に係る一般管理費について、調達の工夫や事務経費の節減などに総合的に取り組むことにより、昨年に引き続き、年度計画等に掲げた目標の水準

を達成した。
○短期借入金の限度額
　特定地域整備等勘定（特定地域等整備経理）において、短期資金として年度計画限度額の範囲内で短期借入を行い、年度内に全て償還を完了した。また、借入に当たっては、競争（引合い）により低利な資金調達に努めた。
○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画
　いずみ倉庫（福島市）について、地元自治体や関係機関と適切に調整を進めたことにより、国庫納付に向けて必要となる環境を着実に整え、今後の見通しを得ることができた。
○不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画
　水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売面積、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売面積は、年度計画の限度の範囲内で適正な処理を行った。
○積立金の処分
　水源林勘定に係る前中長期目標期間の繰越積立金は、年度計画に則り、その一部を借入金及び債券の利息に充当し、適正な処分を行った。また、特定地域整備等勘定に係る前中長期目標期間の繰越積立金は、年度計画に則り、負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充当し、適正な処分を行った。
　以上のとおり、年度計画に沿った取組を実施したことから、「Ｂ」と評定する。

4. その他参考情報

① 水源林勘定

（単位：百万円、％）

	平成 28 年度末（初年度）	平成 29 年度末	平成 30 年度末	平成 31 年度末	平成 32 年度末（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	1,897	1,397			
目的積立金	0	0			
積立金	325	829			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0			
運営費交付金債務	0	0			
当期の運営費交付金交付額(a)	0	0			
うち年度末残高(b)	0	0			
当期運営費交付金残存率(b ÷ a)	0	0			

② 特定地域整備等勘定

（単位：百万円、％）

	平成 28 年度末（初年度）	平成 29 年度末	平成 30 年度末	平成 31 年度末	平成 32 年度末（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	2,224	2,039			
目的積立金	0	0			
積立金	153	281			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0			
運営費交付金債務	0	0			
当期の運営費交付金交付額(a)	0	0			
うち年度末残高(b)	0	0			
当期運営費交付金残存率(b ÷ a)	0	0			

（注 1）　平成 30 年 3 月 30 日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。
（注 2）　最終年度における「前期中(長)期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中（長）期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。
（注 3）　「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載（最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中（長）期目標期間に繰り越される。）。
（注 4）　「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3－3	第3　財務内容の改善に関する事項 3　森林保険業務		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度）	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	（参考情報） 当年度までの累積値等、必要な情報
保険料収入（千円）			1,812,653	1,761,727				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(1)積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。 (2)保険料収入の増加に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者への森林保険の加入促進等に取り組む。
中長期計画	(1)積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。 (2)保険料収入の増加に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、新規加入の拡大、継続加入の推進等による保険料収入の増加に向けて、関係諸機関と連携し、森林所有者、森林経営計画作成者、林業経営体等への森林保険の加入促進活動に取り組む。
年度計画	(1)積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを検討する。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。 (2)保険料収入の増加に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、新規加入の拡大、継続加入の推進等による保険料収入の増加に向けて、関係諸機関と連携し、森林所有者、森林経営計画作成者、林業経営体等への森林保険の加入促進活動に取り組む。
主な評価指標	＜評価の視点＞ (1)積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し ・リスク管理のための委員会において、毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行っているか。 ・必要に応じて保険料率の見直しが行われているか。 (2)保険料収入の増加に向けた取組 ・森林保険業務の安定的な運営に向け、加入促進等による保険料収入の増加に向けた取組を行っているか。 (評価指標) (1)積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し

	・毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告しているか。 ・必要に応じて保険料率の見直しが行われているか。 (2)保険料収入の増加に向けた取組 ・第 3 の 3（ 2）加入促進に準じた内容 ・継続契約の増加に向けた取組の実施状況 ・保険料収入の額
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	＜主要な業務実績＞ (1)積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 外部有識者等により構成される森林保険センター統合リスク管理委員会を 2 回開催し、森林保険業務の財務状況、積立金の規模の妥当性の検証等について、専門的な見地から点検を実施、その結果を農林水産大臣へ報告した。 ・第 1 回委員会（7 月）では、平成 28 年度決算書類をもとに森林保険の財務状況の検証を行い、民間の損害保険会社が公開している情報や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考に、森林保険センターの財務諸表やソルベンシー・マージン比率についてホームページにて情報公開を行った。 ・第 2 回委員会（2 月）では、積立金の規模の妥当性について客観的なデータ等に基づき検証を行った。 特に、中長期目標において農林水産大臣に報告が求められている積立金の規模の妥当性の検証については、「安定した保険経営がなされるためには、異常災害を含む自然災害リスクに対し必要な支払能力となる積立金を保有する必要があり、森林保険センターが保有する積立金の規模は現状の契約規模で考えると過大とはいえない」との検証結果を取りまとめ、3 月 13 日付けで農林水産大臣に報告を行った。 (2)保険料収入の増加に向けた取組 森林保険推進活動支援プランに基づき、森林組合担当者会議、公有林会議に出席したほか、各県森連・森林組合と 3 者合同で県、市町村への個別訪問を実施し、リスクマネジメントの重要性と森林保険への加入の働きかけを行った（31 道府県）。また、森林保険センターの幹部及び職員による林業関係団体、大学演習林協議会、民間企業等の会合の場に積極的に出向き、森林保険の重要性を説明し、加入促進活動に取り組んだ。 さらに、森林所有者に代わって地域の森林管理を担っている森林施業プランナーに対しては、プランナー研修（8 ヵ所）に出向き、森林保険情報を提供しつつ、連携強化の要請を行った。また、新マーケット開拓に向け大学演習林や素材生産業者向けのチラシを作成し、加入推進を行った。また、各都道府県と森林保険普及事務等委嘱事業を実施し、森林保険の普及・啓発を行った（23 道府県）。 また、継続契約確保のため、毎月の契約実績一覧を森林組合系統に提供し、被保険者に対する満期案内の実施を指導した。
自己評価	評定　B ＜評定と根拠＞ 外部有識者等により構成される森林保険センター統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性等について、客観的なデータ及び責任保険金額の規模から検証を行い、これに基づいて農林水産大臣への報告の中で計画どおりの実績を達成した。 森林所有者等に対する働きかけや林業関係団体・民間企業への働きかけにより森林保険の加入促進を図る取組や継続契約の確保を推進したことを踏まえ計画を達成した。 以上のことから、「B」評定とした。 ＜課題と対応＞ 積立金の規模妥当性等の検証に係るシミュレーションを重ねていくにあたっては、事故率及び災害シナリオ等の扱いも含め精度を高めていく必要がある。
主務大臣による評価	評定　B ＜評定に至った理由＞ 一般管理費及び業務経費について、事務経費の削減、予算の適正な管理を行うなどにより前年度に引き続き強化し、達成したと判断し、「B」と評定する。

4. その他参考情報

様式2－1－4－2　国立研究開発法人　年度評価　項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）　様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3－4	第3　財務内容の改善に関する事項 4　保有資産の処分		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度）	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	（参考情報） 当年度までの累積値等、必要な情報
職員宿舎第 3 号（杉並区清水）	保有の必要性の見直し		国庫返納（現物納付）の実施					
いずみ倉庫（福島市）	保有の必要性の見直し		関係機関と事前協議を行い、更地化し納付することとし、スケジュールは今後調整	関係機関と協議の上スケジュールを作成し、所要の調査を実施				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。 特に、職員宿舎第 3 号（杉並区清水）については、国への返納措置又は売却を行う。また、いずみ倉庫（福島市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。
中長期計画	保有資産の見直しについては、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。
年度計画	保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。
主な評価指標	＜評価の視点＞ ・保有の必要性の観点から保有資産の見直しが行われているか。また、処分することとされた保有資産についてその処分は進捗しているか。 （評価指標） ・保有資産の点検及び処分状況
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	＜主要な業務実績＞ 保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有している施設について、利用状況の確認等を行った結果、将来にわたり業務に必要であると認めた。 不要財産として処分することとしているいずみ倉庫（福島市）については、アスベスト、ダイオキシンの調査を外部委託により実施した。また、敷地内の地下に埋設してあった除染後の汚染土壌の搬出（施行主体：福島市）が完了し、現地確認を行った。こうした点を踏まえ、国庫納付に向けた関係機関との協議等を実施した。
自己評価	評定　B ＜評定と根拠＞ 不要財産として処分することとしているいずみ倉庫（福島市）については、所要の調査を外部委託により実施するとともに、国庫納付に向けた関係機関との協議等を実施することができた。 以上のことから、「B」評定とした。
主務大臣による評価	評定　B ＜評定に至った理由＞ いずみ倉庫（福島市）について、地元自治体や関係機関と適切に調整を進めたことにより、国庫納付に向けて必要となる環境を着実に整え、今後の見通しを得ることができた。以上のことから年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4－1	第4　その他業務運営に関する重要事項 1　研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務における連携の強化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 30 －⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0188 政策評価書：事前分析表農林水産省 30 －⑰ 行政事業レビューシート事業番号：0215

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等（前中長期目標期間最終年度値等）	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
研究成果の「橋渡し」に取り組んだ検討会等の回数（回）		6	6	7				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	研究開発業務と水源林造成業務及び森林保険業務との相乗効果の発揮に向けて、次のとおり連携強化を図る。 (1)研究開発業務と水源林造成業務の連携 全国に広く分布する水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより研究開発業務を推進するとともに、研究開発業務の成果・知見を活用した水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図る。加えて、業務の実施を通じて森林所有者や林業事業体に対する研究成果の「橋渡し」に取り組む。 (2)研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。
中長期計画	(1)研究開発業務と水源林造成業務の連携 全国に展開している水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用して施業技術や森林管理手法等の実証試験を実施するとともに、水源林造成の事業地で得られる調査データ等を研究開発業務に活用する。 また、検討会等を通じ、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業体への研究成果の「橋渡し」に取り組む。 (2)研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した気象害の発生要因解析とリスク評価等の森林災害に係る研究開発業務を推進する。
年度計画	(1)研究開発業務と水源林造成業務の連携 全国に広く分布する水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより、エリートツリーやコンテナ苗の成長特性調査、新たなシカ食害防除方策の検証等の研究開発業務を推進する。 また、検討会等を通じ、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業体への研究成果の「橋渡し」に取り組む。 (2)研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。
主な評価指標	＜評価の視点＞ ・水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用し研究開発を推進しているか。 ・検討会等を通じ、研究開発の成果・知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業体への研究成果の「橋渡し」に取り組んでいるか。 ・森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化がなされているか。 （評価指標） ・水源林造成の事業地をフィールドとして活用した研究開発の事例 ・研究開発の成果・知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るために取り組んだ事例 ・研究開発部門と森林保険部門が連携した取組を計画的に行っているか。 ・連携した取組の成果が共有され、森林保険業務に反映されているか。

法人の業務実績等・自己評価

業務実績	＜主要な業務実績＞ （1）研究開発業務と水源林造成業務の連携 【水源林造成事業地をフィールドとして活用した取組】 北海道、群馬県、岡山県、大分県など森林整備センターの東北北海道整備局、関東整備局、中国四国整備局、九州整備局の水源林造成事業地を研究開発のフィールドとして、コンテナ苗やエリートツリー等について、成長量等の調査を行った。群馬県、山梨県、静岡県、福岡県、大分県の水源林造成事業地では、新たなシカ食害防除方策について、効果の検証等を行った。さらに、宮城県の水源林造成事業地では、路網の低コスト化・長寿命化技術の開発を念頭に、作業道の崩壊箇所と構造物の詳細な状況や作業道全体の施工履歴等の調査を行った。福島県の水源林造成事業地では、新規植栽木の放射性物質の動態調査を行い、データの収集、蓄積を行うなど、研究開発の推進に取り組んだ。 【水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るための取組】 森林整備センターの各整備局が開催した検討会においては、森林総合研究所・支所・育種場の研究者による講演等を通じて、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用した水源林造成業務における森林整備技術の高度化に取り組んだ。この検討会にあたっては、森林所有者や林業事業体、国有林、県、市町村など地域の幅広い林業関係者の参加を得て次のとおり実施した。 ・講演内容「労働安全衛生向上につながる防護用品の必要性」（講師：四国支所）、主催：中国四国整備局，参加人数 78 名 ・講演内容「東北地方及び岩手県の松くい虫被害の現状と対策のあり方」（講師：東北支所）、主催：東北北海道整備局、参加人数 88 名 ・講演内容「シカ被害対策の現状と対策」（講師：多摩森林科学園）、主催：中部整備局、参加人数 39 名 ・講演内容「長伐期施業について」（講師：森林総合研究所）、主催：関東整備局、参加人数 65 名 ・講演内容「シカ柵だけではないシカ被害対策について」（講師：九州支所）、「エリートツリーと特定母樹について」（講師：九州育種場）、主催：九州整備局、参加人数 194 名 ・講演内容「安全な路網計画のための崩壊危険地ピンポイント抽出技術」（講師：関西支所）、主催：近畿北陸整備局，参加人数 87 名 ・講演内容「コウヨウザン研究の現状について」（講師：林木育種センター）、主催：中国四国整備局、参加人数 79 名 森林整備センターにおいては、研究及び林木育種に係る成果の活用や研究開発等を効果的に進める連携を推進するため、森林総合研究所内の研究に関する情報交換会を 5 回開催し、「森林整備技術の高度化に資する研究成果の活用や研究開発等について」、「空中写真のデジタル立体視による活用方法」、「人工林の多様性と広葉樹林の配置」、「今後の木材利用の見通しについて」、「森林の資源量把握技術の最近の動向」について、今後の水源林造成業務に活用できる知見を共有した。 （2）研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究の推進を図るため、所内委託研究「森林気象害のリスク評価手法に関する研究」を行い、風害、冠雪害、林野火災のリスク評価や危険度予測、森林被害調査とリスク情報の収集及びデータベース作成等に係る研究開発に取り組むとともに、タブレット端末で動作し、気象害を受けた現場の画像や位置情報の収集及び被害種別判定に利用可能なシステムを開発した。また、森林保険 80 周年記念行事の開催、ハンドブック「林木の気象害判定法（仮称）」作成のための準備、森林被害調査のためのドローンの実証実験等について、森林保険センターと研究部門とが密接に連携して行った。
自己評価	評定　A ＜評定と根拠＞ 研究開発業務と水源林造成業務の連携については、水源林造成事業地をフィールドとして活用し、コンテナ苗やエリートツリー、シカ食害対策、路網の低コスト化・長寿命化、植栽木の放射性物質動態等に関する研究開発を推進した。また、森林整備センターや各整備局が開催する情報交換会や検討会では、森林総合研究所・支所・育種場の研究者による講演等を通じて、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用した森林整備技術の高度化に取り組んだ。さらに、これらの検討会において、森林所有者や林業事業体、国有林、県、市町村など地域の幅広い林業関係者の参加を得ることにより、研究成果の「橋渡し」に取り組んだ。 研究開発業務と森林保険業務の連携については、森林気象害のリスク評価手法に関する所内委託研究において、森林の自然災害に関する専門的知見と森林保険業務で得られたデータの両者を活用した研究を計画的に進めるとともに、タブレット端末で利用可能な気象被害判別システムの開発等、森林保険業務の高度化に貢献しうる成果をあげた。 以上のように、研究開発業務と水源林造成業務の連携では年度計画を着実に達成するとともに、研究開発業務と森林保険業務の連携を積極的に進め、計画通りに開発した気象被害判別システムを森林保険業務担当者が実際の被害現場で利用可能な形態にまで実装化できたことは、年度計画を大きく上回る成果であることから、「A」評定とした。
主務大臣による評価	評定　A ＜評定に至った理由＞ 研究開発業務と水源林造成業務の連携については、水源林造成事業地において、コンテナ苗やエリートツリーの成長量調査、シカ食害防除法策の効果検証等を行うとともに、森林総合研究所の研究者の講演を各整備局で行うなど、研究成果の普及による森林整備技術の高度化に取り組んだ。 また、研究開発業務と森林保険業務の連携については、森林被害調査のためのドローンの実証実験等の森林災害に関する研究を進めるとともに、森林保険業務で得られたデータを用いて、タブレット端末で利用可能な気象被害判別システムを開発し、森林保険業務の実務で活用できるようにするといった、森林保険業務の高度化に資

		する顕著な成果もみられた。 　以上のように、年度計画を着実に遂行したことに加え、自然災害に関する研究からの知見を森林保険業務の中で積極的に活用する事例もみられたことから、「 A 」と評定する。 ＜国立研究開発法人審議会の意見＞ 　森林整備における経済的インセンティブや、森林保険業務における外部要因から識別可能な指標の検討なども含めて、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携を図られたい。

4. その他参考情報

様式2－1－4－2　国立研究開発法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4－2	第4　その他業務運営に関する重要事項 2　行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省 30 －⑩ 行政事業レビューシート事業番号: 0188

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値等（前中長期目標期間最終年度値等）	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
委員会等派遣数		1841	1886	1682				
内訳 国・地方公共団体・他独法・大学		782	804	597				
公益法人・協同組合等		661	594	579				
一般法人・企業・その他		398	488	506				
国内の学会への対応件数			175	451				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、水源林造成業務及び森林保険業務を推進する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。 また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。 さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、行政機関等と連携・協力した取組を推進する。
中長期計画	森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、森林整備センター及び森林保険センターを擁する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。 また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。 さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、国、都道府県等行政機関をはじめとする関係諸機関と連携・協力した取組を推進する。
年度計画	森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、森林整備センター及び森林保険センターを擁する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。 また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。 さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、行政機関等と連携・協力した取組を推進する。
主な評価指標	＜評価の視点＞ ・行政機関や他の研究機関との連携の仕組が適切に構築、運用されているか。 （評価指標） ・行政機関と計画段階から連携し、行政ニーズが反映されているか。 ・行政機関等と連携した取組の実施状況 ・緊急時の連携会議、専門家派遣の対応状況 ・他の研究機関等との連携協力状況（環境研究機関連絡会、筑協等の実績等）
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	＜主要な業務実績＞ 国との連携・協力については、行政ニーズを研究業務に反映する取組の一環として、平成 30 年 1 月に林野庁幹部と国立研究開発法人森林研究・整備機構幹部の意見交換会を行い、機構の研究開発、水源林整備及び森林保険の各業務に係る話題提供を行い、意見交換を行った。また、森林総合研究所の各研究領域と林野庁の各課が情報と意見の交換を行う検討会を開催し、行政ニーズの把握に努めた。 都道府県との連携・協力については、森林総合研究所・支所及び林木育種センター・育種場において、林野庁の主催する林業研究・技術開発推進ブロック会議（研究分科会、育種分科会）の運営に中核機関及び事務局として積極的に協力するとともに、各ブロックの林業試験研究機関連絡協議会の運営に主体的に関わった。また、都道府県立林業試験研究機関の研究成果をとりまとめ、「公立林業試験研究機関成果選集 No. 15 」として発行した。

	他の研究機関との連携・協力については、国立研究開発法人協議会、筑波研究学園都市交流協議会等への参加を通じて、他の国立研究開発法人や大学、民間企業等との情報交換を進めた。農林水産分野における連携・協力としては、茨城県・筑波地区農林水産研究機関等意見交換会に参加し、農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）、国際農林水産研究センター(JIRCAS)、水産研究・教育機構(水研機構)、茨城県及び同県の農林水産関係試験研究機関との意見交換を行った。また、環境分野における連携・協力としては、森林総合研究所、農研機構及び水研機構から構成される環境三所連絡会に参加した。また、環境研究を担う国立研究開発法人や大学等から構成される環境研究機関連絡会の主催する環境研究シンポジウム（一橋講堂で開催）に参加し、口頭講演 1 件及びポスター講演 7 件を行い、学術的知見の提供と研究情報の交換に取り組んだ。 災害への緊急対応として、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨に伴う流木災害について、林野庁、九州森林管理局、福岡県並びに大分県と合同で調査を行いその結果を発表した。また、平成 29 年 5 月に福島県浪江町及び双葉町の国有林で発生した林野火災について、林野庁、復興庁、環境省、福島県、浪江町、双葉町及び双葉地方広域消防本部と連携して実地調査を行い、調査結果の取りまとめと公表に協力した。これらの外部対応を通じて提供した知見は、林野庁の災害対策や復興対策の基礎的資料として活用された。 森林保険業務については、林野庁が全国 4 ブロックで都道府県の森林整備担当者向けに開催した森林整備事業ブロック別打合せ会議や全国 7 ブロックで市町村を対象に開催した市町村長有志連絡協議会で森林保険についての説明を行った。また、林野庁、森林組合系統、関係機関の協力を得て、季刊誌の送付や森林保険に関するメールの配信等を実施し、森林保険の広報活動を効果的・効率的に実施した。
自己評価	評定　A
	＜評定と根拠＞ 森林・林業・木材産業に関わる総合的な研究を推進する中核機関として、内部での連携を取りつつ、国や都道府県の公設林業試験研究機関との連携を通じて、行政ニーズや地域の課題を把握した。また、他の研究機関、大学、民間企業等との意見交換会、シンポジウムへの参加等の機会を通じて、行政ニーズや地域の課題を把握した。さらに、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導のために職員を派遣した。 森林保険業務についても、林野庁が主催する森林整備事業ブロック別打合せ会議や市町村長有志連絡協議会での説明、季刊誌の送付、メールの配信等を通じて、広報活動を効果的・効率的に実施した。 以上のように、年度計画を着実に遂行するとともに、被災地の復旧・復興対策において助言や基礎的な知見を提供できたことから、「Ａ」評定とした。
主務大臣による評価	評定　A
	＜評定に至った理由＞ 行政機関や他の研究機関との連携・協力の強化に係る取組としては、森林・林業・木材産業に関わる総合的な研究を推進する中核機関として、国、都道府県、他の国立研究開発法人、大学や民間企業との意見交換会等を通じて、行政ニーズや地域課題の把握に努めるとともに、学術的知見の提供と研究情報の交換に取り組んだ。 加えて、九州北部豪雨災害や福島県での林野火災の際には、関係省庁や都道府県等と連携して被害状況調査を行うなど、時機を得た対応を行い、調査結果に基づく災害対策への知見の提供を行うなど、積極的な取組が見られた。 また、森林保険業務においても、全国での会議の場での説明や、季刊誌送付やメール配信等により、広報活動を幅広く実施した。 以上のように、年度計画を着実に遂行したことに加え、被災地の復旧・復興においても重要な役割を果たしたことから、「Ａ」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4－3	第4　その他業務運営に関する重要事項 3　広報活動の促進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書:事前分析表農林水産省 30 －⑩ 行政事業レビューシート事業番号: 0188 政策評価書:事前分析表農林水産省 30 －⑰ 行政事業レビューシート事業番号: 0215

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値等（前中長期目標期間最終年度値等）	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
プレスリリース数		全体／研究成果 9 件／ 3 件	全体／研究成果 42 件／ 17 件	全体／研究成果 32 件／ 11 件				
ウェブサイト等による発信数		全体／研究成果 85 件／ 67 件	全体／研究成果 368 件／ 109 件	全体／研究成果 591 件／ 131 件				
森林・林業・木材研究に関する問い合わせ等への対応状況		全体／マスコミ 960 件／ 175 件	全体／マスコミ 1,242 件／ 468 件	全体／マスコミ 1,319 件／ 510 件				
研究所ホームページへのアクセス数		45,163,829 件	48,214,913 件	45,448,081 件				
一般公開等		回数／参加人数	回数／参加人数	回数／参加人数				
「一般公開（研究所・支所）」		5 回／ 34,407 人	5 回／ 33,516 人	7 回／ 48,119 人				
「公開講演会（研究所・支所）」		6 回／ 689 人	7 回／ 988 人	6 回／ 890 人				
（育セン「親林の集い」）		1 回／ 884 人	1 回／ 918 人	1 回／ 780 人				
（北海道育種場）		1 回／ 173 人	1 回／ 219 人	1 回／ 155 人				
（東北育種場）		1 回／ 437 人	1 回／ 347 人	1 回／ 385 人				
（関西育種場）		1 回／ 390 人	1 回／約 400 人	1 回／ 410 人				
「研究成果発表会・シンポジウム」		10 回／ 1,465 人	2 回／ 227 人	3 回／ 312 人				
合同研究成果報告会（東北支所）		1 回／ 141 人	2 回／ 227 人	3 回／ 228 人				合同開催（東北支所、盛岡水源林整備事務所）
「林木育種成果発表会」		1 回／ 140 人	1 回／ 145 人					29 年度は 60 周年記念シンポ内で開催
「林木育種事業60周年記念シンポジウム」				1 回／ 214 人				
森林教室等		回数	回数	回数				
（研究所）								
「木工体験」		1 回	- 回	- 回				
「ミニ講演会」		1 回	1 回	1 回				
「森林講座」		10 回	12 回	12 回				
「森林教室」（関西支所）		3 回	3 回	3 回				
「森林セミナー」（九州支所）		4 回	3 回	3 回				
（林木育種センター）								
「森林教室」（北海道育種場）		- 回	- 回	- 回				
「森林教室」（東北育種場）		3 回	2 回	2 回				
「森林教室」（関西育種場）		1 回	2 回	2 回				
「森林教室」（九州育種場）		- 回	- 回	- 回				
（他機関と合同開催したもの）								
「現地研究会」（北海道育種		1 回	1 回	1 回				北海道林木育種協会

場）								
「講演会」（東北育種場）		1回	1回	1回				東北支所、盛岡水源林整備事務所
「成果報告会」（東北育種場）		1回	1回	1回				岩手県、東北支所
協賛・後援した催事等		回数	回数	回数				
「つくばちびっ子博士」		1回	1回	1回				
「つくば科学フェスティバル」		1回	1回	1回				
「サイエンスキャンプ」		-回	-回	-回				
「子ども樹木博士」(研究所)		1回	-回	-回				
「夏休み昆虫教室」(研究所)		1回	1回	1回				
「うしくみらいエコフェスタ」		1回	1回	-回				
「みどりとふれあうフェスティバル」				1回				
「わくわくサイエンススタンプラリー」（関西支所）				1回				
「京都ミュージアムロード」（関西支所）				1回				
「科博連サイエンスフェスティバル」（関西支所）				1回				
「しっとっと　？国のお仕事」（九州支所）				1回				
「農研機構九州沖縄センター一般公開」（九州支所）				1回				
「九州農政局消費者の部屋」（九州支所）				1回				
「職場体験学習／熊本市中学生」（九州支所）				1回				
「エコフェスひたち」		1回	1回	1回				
「グリーンフェスティバル」		-回	1回	1回				
「青少年のための科学の祭典・日立大会」		1回	1回	1回				
「水都おおさか森林の市」（関西育種場、関西支所）		1回	1回	-回				
「森林を考える岡山県民の集い」（関西育種場）		1回	1回	1回				
定期刊行物		発行回数、配布部数	発行回数、配布部数	発行回数、配布部数				
（研究所）								
森林総合研究所研究報告		3回、3,807部	4回、4,686部	4回、4,657部				
季刊森林総研		4回、16,429部	4回、15,190部	4回、17,052部				
年報（本・支所、林木育種センター）		1回、－	1回、－	1回、－				
環境報告書		1回、2,123部	1回、2,007部	1回、1,981部				
森林総合研究所研究成果選集		1回、2,684部	1回、2,244部	1回、3,049部				
第3期中期計画成果集		－	1回、1,905部	－				
研究情報 等		15回、15,286部	16回、15,112部	16回、23,400部				
（林木育種センター）								
森林総合研究所林木育種センター年報		1回、－	1回、－	1回、－				
林木育種の実施状況及び		1回、315部	1回、316部	1回、315部				

統計 ・林木育種情報 ・北海道育種場だより（北海道育種場） ・東北の林木育種（東北林木育種場） ・関西育種場だより（関西育種場） ・九州育種場だより（九州育種場）		3 回、10,450 部 2 回、436 部 3 回、3,240 部 3 回、894 部 2 回、654 部	3 回、10,440 部 1 回、216 部 3 回、3,228 部 3 回、891 部 2 回、692 部	3 回、10,352 部 1 回、216 部 3 回、3,182 部 3 回、890 部 2 回、656 部				
非定期刊行物 (ISBN)登録分)（研究所） ・林業新技術 2016　他 11 件		12 回	12 回	10 回				
（森林整備センター）								
検討会の開催（計画値）	毎年 6 回以上	-	6 回	6 回				
検討会の開催（実績値）		6 回	6 回	7 回				
達成率		-	100%	100%				
研究発表数（計画値）	毎年 2 件以上	-	2 件	2 件				
研究発表数（実績値）		7 件	7 件	4 件				
達成率		-	100%	100%				
（森林保険センター）								
「森林保険だより」の発行（発行回数、配布部数）	年 4 回	4 回、12,000 部	4 回、12,000 部	4 回、12,000 部				
「森林保険通信」	12 回（毎月）	-	6 回（メール配信及び HP に掲載）	12 回（メール配信及び HP に掲載）				
「森林保険制度創設 80 周年記念誌」				750 部				80 周年記念として 29 年度のみ発行

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	研究開発業務については、森林の多面的機能に対する国民の理解の醸成、林業の振興や木材利用の促進につながるよう研究情報や成果を利用者が使いやすい形でマスメディアやウェブサイト等を活用して的確に発信する。 水源林造成業務については、国民の理解の醸成に努めるとともに、研究開発業務との連携を図りつつ、現地検討会や技術交流会等の場の活用も含めて森林整備に係る技術情報を地域の森林・林業関係者等へ提供する。 森林保険業務においては、森林保険の重要性、保険業務の実績、災害に係る情報等を積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。
中長期計画	(1)研究開発業務 森林研究・整備機構の成果及び森林の多面的機能や木材利用の意義を一般市民と共有し、森林や木材利用に対する国民理解の醸成を図り、適切な森林管理と木材利用が進むよう、研究成果等を各種メディアで広報する。また、広報に当たっては、利用者の利便性を考慮しつつ、普及に最適なメディアを戦略的に活用し、マスメディア等へのプレスリリース、ウェブサイトの活用、広報誌の配布等様々な手段で効果的に実施する。 (2)水源林造成業務 水源林造成業務と研究開発業務との連携を図りつつ、職員及び造林者等を対象とした整備局の検討会を通じて、森林整備に係る技術情報を提供する。 森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等における対外発表活動を奨励し推進する。 水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等を実施する。 事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。 (3)森林保険業務 森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、森林保険の窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の御意見等をホームページや広報誌等を通じて積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。
年度計画	(1)研究開発業務

	森林研究・整備機構の情報を広く発信するため、機構ホームページの新設や環境報告書の発行等を推進する。研究開発業務においては、森林総合研究所の成果及び森林・木材に関する情報を広く社会に発信するため、季刊森林総研や研究成果選集等の広報誌発行、ウェブサイト掲載、フェイスブック掲載、記者会へのプレスリリース、市民向けの森林講座・公開講演会・一般公開の開催、外部の各種イベントへの出展など、広報活動を積極的に推進する。 （2）水源林造成業務 水源林造成業務については、研究開発業務との連携を図りつつ、森林整備に係る技術情報を提供するため、職員及び造林者等を対象とした整備局の検討会を 6 回以上開催する。 森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等において 2 件以上発表する。 水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト（ホームページ）、広報誌等により広報するとともに、平成 28 年度分収造林契約実績のウェブサイトへの掲載等を実施する。 事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。 （3）森林保険業務 森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、森林保険の窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の御意見等をホームページや広報誌等を通じて積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。
主な評価指標	＜評価の視点＞ ・法人が国民に広く認知されるための広報の取組が行われたか。 （評価指標） ・公表したプレスリリース数 ・ウェブサイト等による発信数 ・第3の3（2）加入促進に準じた内容 ・森林・林業・木材研究に関する問い合わせ等への対応状況
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	＜主要な業務実績＞ 森林研究・整備機構の情報を広く発信するため、機構ホームページを新設し、機構の目的、組織、業務及び評価に関する情報等を公開するとともに、トップページに「注目情報」コーナーを設け、機構内の各組織が発信するニュース、成果、イベント等の情報を紹介した。また、環境に関する取組や成果を取りまとめた環境報告書の発行と機構ホームページでの公開、「みどりとふれあうフェスティバル」（（公社）国土緑化推進機構等主催）への出展等において、機構内で連携して広報活動に取り組んだ。各業務については以下のとおり、プレスリリース、ウェブサイトでの広報、刊行物等による成果の公表及び広報活動を推進するとともに、マスコミ取材及び一般問い合わせ対応、公開講演会・一般公開・イベント等を通じて国民との双方向コミュニケーションの促進に努めた。 （1）研究開発業務 （森林総合研究所） ①　プレスリリース プレスリリースを積極的に推進し、 32 件のプレスリリースを行った。そのうち研究成果は 11 件あり、「紀伊半島から新種、クマノザクラを発見－観賞用の桜として期待－」、「小笠原諸島に固有の海鳥を DNA 分析で発見－セグロミズナギドリとされていた小笠原の海鳥は全くの別種だった－」、「木質バイオマスを用いた発電・熱電併給事業の採算性評価ツールを開発－簡単な入力で熱利用を考慮した事業評価が可能に－」、「季節性と樹種同士の場所取り競争が鍵だった－緯度による種多様性の変化を説明する新理論を提示－」などの成果を発信した。 ②　ウェブサイトでの広報 研究所のウェブサイトやフェイスブックによる情報発信に積極的に取り組み、研究成果やイベント情報など 500 件を超える情報を発信した。具体的には、各種学会誌に掲載された研究職員の論文内容を分かりやすくまとめ、「プレスリリース」や「研究最前線」コーナーに掲載するとともに、研究所が主催・後援するシンポジウムや一般公開など各種イベント、研究所が発行する刊行物についても適宜掲載し、迅速な情報発信に努めた。また、年度計画にはなかったが、ウェブサイトを活用した研究者情報の公開を推進するため、「研究のキーワード」コーナーを新設し、各研究職員のテーマ、キーワードを掲載するとともに、論文、プロジェクト参画情報へのリンクを設定した。これらの取組の結果、ウェブサイトへの総アクセス数は前年度に引き続き 4 千万件を超えた。 ③　マスコミ取材及び一般問合せ対応 相談窓口を通して、森林・林業・木材研究に関する 1,319 件の問合せに対応した。そのうちマスコミからの取材申込みが 510 件、一般市民、民間企業、関係団体、地方自治体等からの問合せが 809 件あり、特に森林生物や森林資源の利用に関する取材、問合せが多かった。プレスリリースやウェブサイトでの情報発信を受けて多くの取材が行われ、新聞・テレビ・ラジオ・雑誌等で、研究所の研究紹介や研究者のコメントが多数報道された。 ④　研究所が発行した刊行物 「森林総合研究所研究成果選集」、「季刊森林総研」、「森林総合研究所研究報告」、「年報」、「研究情報」等の定期刊行物及び各種刊行物により、研究所の活動、研究成果等を公表した。「季刊森林総研」については広報誌として読みやすく魅力的な誌面となるよう編集委員会に民間の編集者を加え、内容やデザインを改善した。 ⑤　研究所が開催した公開講演会・一般公開・イベント等 平成 29 年度公開講演会を研究所・支所において開催した。研究所の公開講演会は平成 29 年 10 月 24 日にヤクルトホールにおいて、「木を使って守る生物多様性」をテーマに、外部講演者として五箇公一氏（国立環境研究所）を迎え、研究所の研究員 5 名が人工林の適切な管理とそれによる生物多様性の保全について最新の研究成果に基づく発表を行うとともに、林木育種センター、森林整備センター、森林保険センターとも連携してポスター展示を行った。また、支所・科学園及び各種研究プロ

ジェクトがシンポジウムを開催し、研究成果の公表に努めた。

一般市民への研究所の紹介と研究への理解の醸成を目的として、研究所と支所・科学園において一般公開を開催した。研究所では前年度と同様に夏休み期間の土曜日に開催し、研究成果の説明展示やクイズラリー、樹木園・施設見学、ミニ講演会、ウッドクラフト体験など多数のイベントを行った。これらの取組の結果、前回を上回る来場者を得た（H29.7.29：来場者数 778 人）。さらに夏休み期間には、研究所の「もりの展示ルーム」を「つくばちびっ子博士 2017」の会場の一つとして公開し、生きたカブトムシに触れる体験コーナーやコンテナ苗・林業機械等の展示コーナーに加え、企画展示として「木材利用がきり拓く未来－公共建築物等の木造化からオリンピック・パラリンピック施設整備までー」を開催し、小中学生を中心に 4,983 名の来場者を得た。

森林総合研究所が主催するシンポジウム、研究集会、市民向けの森林講座などのほか、農林水産省、地方自治体等が主催する諸催事に後援や協賛を行うとともに、外部イベントにも積極的に出展を行った。具体的には、「バイオマスエキスポ」、「林野庁中央展示」、「グリーンフェスティバル 2017」、「つくば科学フェスティバル」等に出展した。また、教育機関への職員の派遣として、つくば市内の小中学校からの依頼により、親しみやすい形で科学知識や研究成果を伝えるため、研究者を 8 回派遣し、樹木が水を吸い上げる仕組みや森林の土のはたらき等をテーマに授業を行った。

（林木育種センター）

早生樹の共同研究に関する協定の締結、関西育種場における「林木遺伝子銀行 110 番」による長徳寺（三重県）の龍王桜の里帰りなど 4 件をプレスリリースした。

また、森林総合研究所林木育種センターの前身である国立林木育種場が昭和 32 年に設立されて、平成 29 年度で 60 周年を迎えたことを記念し、「豊かで多様な森林の恵みを未来につなげる林木育種」をテーマに、林木育種事業 60 周年記念シンポジウムを開催し、最近の主な研究成果を発表するとともに、パネルディスカッションでは、林木育種事業への期待や今後のあり方などについて幅広い観点から議論した（H30.2.16：来場者数 214 人）。

さらに、研究成果の紹介や地域住民等との交流を目的に「第 22 回親林の集い」を開催し、研究の紹介、森林・林業の PR を目的としたイラスト（お山ん画）を展示するとともに、森林整備センター、森林保険センター等からは、「漢字当てクイズ」、「葉書作り」、「木の鉛筆立て作り」などの出展を行った（H29.10.22：来場者数約 780 人）。また、エコフェスひたち 2017 実行委員会及び日立市主催の「エコフェスひたち 2017」では、研究の紹介や木の円盤、ドングリ、木片等を使った工作などを作るコーナーを出展し、青少年のための科学の祭典・日立大会実行委員会及び（公財）日本科学技術振興財団・科学技術館主催の「第 17 回青少年のための科学の祭典・日立大会」では、研究の紹介や樹木の種からクリスマスキャンドルを作るコーナーを出展した。

（2）水源林造成業務

水源林造成業務については、森林総合研究所・支所・育種場の研究者と連携し、森林整備に係る技術情報を提供するため、検討会を 7 回開催した。この検討会にあたっては、造林者はもとより、国有林、県、市町村の職員など地域の幅広い林業関係者の参加を得て実施した。

【平成 29 年度　検討会内容】

No.	時　期	場　所	主　催	参加人数	講　師	講演内容
1	29 年 6 月	愛媛県	中国四国整備局	78 名	四国支所	労働安全衛生向上につながる防護用品の必要性
2	29 年 7 月	岩手県	東北北海道整備局	88 名	東北支所	東北地方及び岩手県の松くい虫被害の現状と対策のあり方
3	29 年 9 月	静岡県	中部整備局	39 名	多摩森林科学園	シカ被害対策の現状と対策
4	29 年 9 月	福島県	関東整備局	65 名	森林総合研究所	長伐期施業について
5	29 年 10 月	大分県	九州整備局	194 名	九州支所 九州育種場	シカ柵だけではないシカ被害対策について エリートツリーと特定母樹について
6	29 年 10 月	和歌山県	近畿北陸整備局	87 名	関西支所	安全な路網計画のための崩壊危険地ピンポイント抽出技術
7	29 年 10 月	岡山県	中国四国整備局	79 名	林木育種センター	コウヨウザン研究の現状について

平成 29 年度の研究発表は、民国含めた地域の林業関係者が幅広く参加する森林管理局の技術研究発表会において、整備局等で取り組んだ研究等の成果について 4 件発表し、積極的に森林整備技術に係る普及活動を行った。

【平成 29 年度　発表内容】

No.	時　期	場　所	主　催	発表者	発表内容
1	29 年 10 月	熊本県	九州森林管理局	九州整備局職員	シカ食害対策を複数取り入れた事業の取組について
2	29 年 11 月	大阪府	近畿中国森林管理局	神戸水源林整備事務所職員	積雪地域におけるシカ食害対策について
3	30 年 1 月	長野県	中部森林管理局	長野水源林整備事務所職員	シカ食害地の防除方法の比較検討について
4	30 年 2 月	群馬県	関東森林管理局	前橋水源林整備事務所職員	水源林造成事業地におけるシカ被害対策の現状と課題について

平成 29 年度の広報誌等での主な広報活動等は、次のとおりである。

【平成 29 年度　広報誌等での主な広報活動等】

No.	時　期	広報の方法等	広報内容
1	29 年 10 月	水源林シンポジウム「森林を育み森林を活かす森林整備技術」を開催（三重県津市）	森林整備センターが主催した水源林シンポジウムにおいて、「森林を育み森林を活かす森林整備技術」をテーマとし、森林所有者、林業事業体、一般市民等に対して、水源林造成業務が行っている森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる森林づくり、水源林造成業務における森林整備技術の高度化にもつながる研究開発の成果などを紹介した。（H29.10.31：来場者数約 350 人）
2	30 年 1 月	森林技術　No.910	三重県津市で森林整備センターが主催した水源林シンポジウムについて、講演及び各報告の概要を掲載

			し、森林を育み森林を活かす森林整備技術について紹介した。
3	通　年	パンフレットの配布	水源林造成業務に係るパンフレットを市町村・林業関係団体等に配布し、事業の普及・啓発に努めた。水源林シンポジウムなどで、来場者にパンフレットを配布して、最近の取組や事業の効果等の説明に努めた。
4	通　年	広報資料「平成 29 年度の取組事項」の配布	平成 29 年度における森林整備センターの取組予定を「水源林造成事業による森林整備の推進」、「研究開発業務との連携」、「地域の森林整備への貢献」の3つの柱に沿って紹介した広報資料を作成し、配布した。

平成 29 年度のウェブサイトでの主な広報活動等は、次の通りである。

【平成 29 年度　ウェブサイトでの主な広報活動等】

No.	広報活動	広報内容
1	水源林の公益的機能等を掲載	水源林造成業務の公益的機能や成果等を掲載した。
2	水源林シンポジウムの概要や講演要旨を掲載	水源林シンポジウムの講演や各報告の概要を公開し、森林を育み森林を活かす森林整備技術について紹介した。
3	平成 28 年度の分収造林契約実績を掲載	事業実施の透明性を高めるため、各整備局別の分収造林契約面積や植栽面積を公開した。
4	技術研究発表会で発表した内容について掲載	整備局等が森林管理局の技術研究発表会で発表した内容について掲載した。（4 件）
5	イベント開催の模様等を掲載	整備局等が主催・共催した植樹祭、森林教室等の活動内容を掲載した。 また、市町村、林業関係団体等が主催するイベントに整備局等が出展し、事業の PR 等を行っている模様等を掲載した。（計 45 件　主催・共催: 15 件、参加・出展等: 26 件、森林整備推進協定の締結: 4 件）

モデル水源林におけるデータの蓄積については、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続き水文データの収集、蓄積を実施した。

（3）森林保険業務

関係機関と連携し、森林保険についての森林所有者の理解を深め、利用が広がるように全国の自治体や森林組合系統等にポスター（約 6 千枚）、パンフレット（約 5 万枚）を配布・設置（ 3,000 箇所以上）した。パンフレットについては各種会議や、個別訪問等で活用した。平成 30 年度から販売を開始する改定商品をわかりやすく紹介するパンフレット（ 10 万部）を新たに作成し、森林組合系統等に配布するとともに、ホームページに掲載した。

また、森林所有者の理解の醸成を図るため、森林保険の重要性等について、季刊誌「森林保険だより」の発行（年 4 回、計 12,000 部）やメールによる「森林保険通信」の配信（月に 1 回）、ホームページの適時更新、森林施業プランナー研修（年に 8 回）等における森林保険に関する情報提供など、関係機関と連携し、森林所有者、森林計画作成者、林業経営者等に対し効果的・効率的に広報活動を行った。

平成 29 年度は森林保険制度創設 80 周年にあたるため、森林・林業のリスク管理の観点から森林保険の意義を再確認すること等を目的として記念シンポジウムを開催（ H29.10.31 : 来場者数約 200 人）し、森林保険の加入促進等における功績者の表彰や有識者によるパネルディスカッション等を行ったほか、記念誌を製作し関係団体等に配布した（ 750 部）。

自己評価	評定	A

＜評定と根拠＞

平成 29 年度においては、森林研究・整備機構の情報を広く発信するため機構ホームページを新設し、機構の目的、組織、業務、環境への取組（環境報告書）など各種情報を発信するとともに、各業務について以下のように成果の公表及び広報、成果の利活用の促進に努めた。

研究開発業務については、プレスリリースの積極的な推進、ウェブサイトでの情報発信、広報誌等の刊行物の発行・配布、森林総合研究所・支所・林木育種センター・育種場の開催する公開講演会やシンポジウムを通じて、森林・林業・木材・林木育種に関する研究成果や研究者情報の発信に積極的に取り組んだ。また、マスコミ、企業、公共団体、市民からの問合せにも積極的に対応した。

水源林造成業務については、森林整備センターの各整備局が開催した検討会において、森林総合研究所・支所・育種場の研究者と連携し、研究開発で得られた成果や科学的知見を活用して水源林造成業務における森林整備に係る技術情報を提供した。この検討会にあたっては、造林者はもとより、国有林、県、市町村の職員など地域の幅広い林業関係者の参加を得て 7 回開催した。整備局等における研究等の成果について、森林管理局が主催する技術研究発表会において 4 件発表し、森林整備技術の普及・啓発に努めた。また、事業効果及び効果事例等については、パンフレット、ウェブサイト、広報誌等を活用し、積極的な広報活動に努めた。事業実施の透明性を高めるため、平成 28 年度の分収造林契約実績を各整備局別に整理してウェブサイトに公開した。さらに、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林における水文データの収集、蓄積を行った。

森林保険業務については、関係機関と連携し、広報誌やパンフレットの等の配布やホームページも活用して森林保険の情報を効果的・効率的に発信し、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう広報活動を行った。また、森林保険制度創設 80 周年を契機と捉え、記念シンポジウムの開催や記念誌の発行を通じて、森林災害に関する研究成果やリスク管理の重要性について情報発信するなど、幅広い PR に取り組んだ。

以上のように、年度計画を着実に遂行したことに加え、ホームページにおける研究者情報の公開等の新たな取組、講演会や研修会を通じた積極的な情報提供、森林整備技術や森林保険制度の一層の PR 等の積極的な取組を多数行ったことから、「A」評定とした。

主務大臣による評価	評定	A

＜評定に至った理由＞

研究開発業務においては、プレスリリースや広報誌等による幅広い情報提供をはじめとして、シンポジウムや施設の一般公開等の各種イベントも含め、活発な広報活動を推進した。

		水源林造成業務においては、地域の森林・林業関係者を対象として森林整備センターが開催する技術検討会やシンポジウムを通じて、研究開発部門と連携して森林整備に係る技術情報を提供するとともに、他機関が主催する技術交流の場にも積極的に参加し情報発信を行った。さらに、ウェブサイト、広報誌等による広報活動及び事業実績、事業評価等の情報提供を積極的に行うことにより、事業の広報の強化や透明性の向上に努めるとともに、事業効果の情報提供を推進する観点からモデル水源林におけるデータの集積を継続的に行った。 森林保険業務においては、各種媒体や個別訪問等を通じて、積極的な情報発信や理解の醸成に努め、効果的・効率的に広報活動を行った。 これらの取組に加えて、平成 29 年度は、機構のホームページを新設して、組織や業務に関する情報公開や、研究成果やイベント等の情報発信も積極的に行うとともに、研究者に関する情報も充実させた。さらに、森林保険業務においては、改定商品のパンプレットの作成・配布や、制度創設 80 周年記念シンポジウムの開催や記念誌の配布等を行い、制度の周知を幅広く行った。 以上のように、年度計画を着実に遂行したことに加え、積極的な広報活動を行ったことから、「A」と評定する。 ＜国立研究開発法人審議会の意見＞ ウェブサイトでの広報について、公開情報を閲覧されやすい形となるよう、アクセス数も確認しつつ、工夫されたい。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4－4	第4　その他業務運営に関する重要事項 4　ガバナンスの強化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 30 －⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0188 政策評価書：事前分析表農林水産省 30 －⑰ 行政事業レビューシート事業番号：0215 、0222

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度）	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	（参考情報） 当年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	（1）内部統制システムの充実・強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号 総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの更なる充実・強化を図る。 特に、前中期目標期間内に生じた研究開発業務における不適正な経理処理事案等の事態を重く受け止め、物品の適正な調達、その他のリスクの把握と管理等の対策を徹底し、不適正事案の根絶に向け、内部統制の仕組みを強化する。 具体的には、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。 （2）コンプライアンスの推進 森林研究・整備機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。 特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。 また、コンプライアンス確保のために PDCA サイクルの取組の徹底など必要な取組が充分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。
中長期計画	（1）内部統制システムの充実・強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号 総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの更なる充実・強化を図る。 このため、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。 また、監事及び監査法人等との連携強化並びに監査従事職員等の資質向上を図りながら、PDCA サイクルの下、内部監査を効率的・効果的に実施する。 （2）コンプライアンスの推進 役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。 このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、毎年度の取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。 また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進するとともに、不適正な経理処理事案の再発防止策の周知及び徹底、不正防止計画の着実な推進に努める。
年度計画	（1）内部統制システムの充実・強化 各業務・事業について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。 また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに、各種研修への参加等により監査従事職員等の資質向上を図る。 （2）コンプライアンスの推進 役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。 このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。 また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進するとともに、不適正な経理処理事案の再発防止策の周知及び徹底、不正防止計画の着実な推進に努める。
主な評価指標	＜評価の視点＞ ・各業務・事業の特性に応じた内部統制システムの充実・強化が図られているか。 ・法人におけるコンプライアンス徹底のための取組、研究上の不適正行為を防止するための取組が適切に行われているか。 （評価指標） ・内部統制システムの充実・強化の取組状況 ・法令遵守などのコンプライアンスの取組状況

法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	＜主要な業務実績＞ (1)内部統制システムの充実・強化 平成 29 年度から、法人のガバナンス機能の強化を図るため、従来の理事会運営要領を廃止し、同要領について、構成員等の明確化や審議事項に内部統制に関する事項等の内容を拡充し制定された新たな理事会規程に基づき、理事会の適切な運営に努めた。またコンプライアンス、リスク管理に係る改正された規程類に基づき、各センターの関係部局との連携強化に努めた。 監事及び会計監査人においては監事の業務監査の有効性を高めるため、監査計画の策定、期中監査の実施状況及び決算監査における取りまとめ報告について、各段階において意見交換を行うとともに、会計監査人主催の独立行政法人の監事を中心とした意見交換会に監事が出席し、財務報告に関する基本的な指針及び内部統制の構築状況について情報を収集するなど密接な連携強化を図った。 以下のセミナー等に監査従事職員を参加させ、資質の向上を図った。 ・ 会計検査院主催の「公会計監査機関意見交換会議」(10 名) ・ 会計検査院主催の「第 36 回政府出資法人等内部監査業務講習会」(1 名) ・ 総務省行政評価局主催の「平成 29 年度 評価・監査中央セミナー」(8 名) ・ 内閣サイバーセキュリティセンター主催の「平成 29 年度　第 2 回 NISC 勉強会」(　1 名) ・ 有限責任監査法人トーマツ主催の「独立行政法人平成 28 年度決算セミナー」(4 名) ・ (財)経済調査会主催の「公共調達と会計検査・公共工事と会計検査講習会」(1 名) (2)コンプライアンスの推進 研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各部門が実施する事務及び事業の具体的内容が大きく異なることから、毎年度それぞれの部門毎に外部有識者を含めた推進委員会を開催し、その中で決定した取組計画に基づき一年間取り組み、その取組状況について点検・評価した上で、次年度の取組方針へ反映させた。 [研究開発業務] 1)役職員に対する教育・研修について コンプライアンスに関連する研修を 104 回等実施(森林総合研究所等主催 24 回)し、研修後は e-ラーニングにより習熟度チェックを行うこと等により、研究活動における不適正行為や不適正な経理処理の防止に取り組んだ。 主な研修としては以下のとおり。 ・情報セキュリティ研修(2 回: 1056 人)、研究不正防止に向けた e-ラーニング講習(497 人)、非常勤職員コンプライアンス研修(199 人) 2)重点課題等への取組について ○コンプライアンス意識の取組 ・組織名称の変更に伴い、「コンプライアンスハンドブック」の内容等を見直し、改定版を Web (森林総合研究所等のサイボウズ)に掲載し周知した。 ・コンプライアンス意識調査の実施及び分析について役職員のコンプライアンス意識調査を実施、分析を行い、その内容について各組織に周知し意識の喚起に努めるとともに、同結果を踏まえた非常勤職員コンプライアンス研修を実施する等の対策を行った。 ○公益通報窓口の拡充 公益通報制度のうち外部通報窓口を当機構で一本化し、29 年度当初から適用できるように改善するとともに、同制度の普及啓発のため、周知活動を行った。 [水源林造成業務] 1)役職員に対する教育・研修について 主な研修としては以下のとおり。 ・階層別研修等におけるコンプライアンスと倫理研修(125 名)、e-ラーニングによるコンプライアンス研修(全役職員(非常勤職員含む))、情報セキュリティ研修(全役職員(非常勤職員含む))、各地域で開催の著作権研修等(66 名) 2)重点課題等への取組について ○コンプライアンス意識の向上を図る取組 ・組織名称の変更に伴い、「コンプライアンス・ハンドブック」等の内容を見直すとともに、改訂版を全役職員へ配布し周知を図った。 ・毎月発行しているニュースレターに掲載した最近のコンプライアンス違反事例の記事等を題材に、各職場内でディスカッションを行った。 ・各職場におけるコンプライアンスの取組目標・取組結果を四半期毎に取りまとめ幹部会に報告するとともに、各職場にもフィードバックし情報共有を図った。 ○風通しの良い職場環境づくりの取組 ・「コミュニケーションスキルの向上」、「モチベーションの向上」、「定時退所の促進」、「メンタルヘルスの向上」、「ハラスメント対策」など、より良い職場環境づくりに資する取組を継続して進めた。 ・「公益通報窓口・苦情相談窓口」の連絡先を記したビラを職場内に掲示し、周知を図った。 ○コンプライアンス推進月間(11 月)の活動 11 月をコンプライアンス推進月間として設定し、この期間に全役職員を対象とする e-ラーニングシステムを活用した幅広い分野にわたるコンプライアンス確認テストを実施(受講率 100 %)し、コンプライアンス及び倫理に対する認識を深め意識の向上を図った。 ○コンプライアンス自己診断(平成 29 年 12 月) 全役職員を対象に法令遵守や倫理の保持等を定めた緑の行動規範(10 原則)の自己評価を実施することにより、コンプライアンスの浸透・定着状況を確認した。このことにより、個々人の行動規範に対する意識の維持・向上を図った。 [森林保険業務] 1)役職員に対する教育・研修について

	主な研修としては以下のとおり。 ・全役職員（非常勤職員含む）37 名を対象とし、e-ラーニングによるコンプライアンス研修、情報セキュリティ研修（インシデント対応訓練を含む。） 2）重点課題等への取組について ○コンプライアンス意識の強化 ・e-ラーニングや講師によるコンプライアンス研修を実施するとともに、理解度テストにより自己診断を実施するなど、個々人のコンプライアンスに関する意識の向上を図った。 ・金融業務の特性等も含めた「コンプライアンス・ハンドブック」を作成し、全職員へ配布することにより高い倫理感や責任感及び意識を持って業務に取り組むよう周知を図った。 ○コンプライアンス違反を未然に防ぐ風通しの良い組織づくり ・昨年度取りまとめた「気づき事項（危険予知活動の実践表）」をもとに全職員が自己点検を実施し、危険を未然に防ぐ危機管理意識の向上を図った。 ・公益通報窓口の活用を推進するため、「公益通報処理規程」の内容や相談・申告先の窓口について、会議等の場において説明するとともに、職場内にポスターやビラを掲示し、職員に対し周知を図った。 ・「コンプライアンス・ハンドブック」や危険予知活動の実践表などのコンプライアンスに関する題材をもとに、各課室において四半期毎に意見交換を実施し、情報の共有や良好な人間関係・職場環境づくりに努めた。 ○コンプライアンス自己診断（平成 30 年 1 月） 全職員を対象にコンプライアンス行動規範の自己診断を実施し、コンプライアンスがどの程度理解され、実践されているかについて個々人が点検を実施することで行動規範に対する意識の維持・向上を図った。
自己評価	評定　B
	＜評定と根拠＞ 法人のガバナンス機能の強化を図るため、新たな理事会規程に内部統制に関することを審議事項として位置づけるなどして、理事会の適切な運営を行った。監事及び会計監査人においては、監査計画の策定・期中監査の実施状況及び決算監査における取りまとめ報告について各段階において意見交換を行い、監査法人主催の意見交換会には監事が出席し情報収集を行ったほか、監査従事職員を会計検査院等主催の各種会議やセミナー等に参加させ資質の向上を図るなど、業務・事業の特性に応じた内部統制システムの充実・強化を図った。また、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、取組結果の検証・分析等を行った上で次年度の取組方針へ反映させるなど、コンプライアンスの徹底や、研究上の不適正行為の防止、不適正な経理処理への対応等の取組が適切に行われた。 以上のことから、「B」評定とした。
主務大臣による評価	評定　B
	＜評定に至った理由＞ 内部統制システムの充実・強化に関しては、理事会規程の見直し、監査計画策定や決算取りまとめ等の各段階での監事・会計監査人の意見交換、監査従事職員の講習会への参加等、各種の取組を実施した。 コンプライアンスの推進に関しては、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、取組計画の決定、取組状況の点検・評価、次年度の方針への反映を行うことにより、 PDCA サイクルによるコンプライアンスの推進に努めた。また、公益通報窓口の充実による不適正な行為・処理の防止や、研修や自己診断を通じたコンプライアンス意識の定着等、経常的に倫理観を醸成・向上させる取組を行った。 以上のとおり、年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。

4. その他参考情報